

平成25年鞍手町議会第9回定例会会議録（第3号）						
平成25年 12月11日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成25年 12月11日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成25年 12月11日 午後3時16分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	5	田中二三輝		6	原哲也	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	原敏勝	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	税務住民課長	藤原光徳	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠			
	出席者の 職氏名					
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成25年第9回鞍手町議会定例会議事日程

12月11日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第87号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例
- 日程第2 議案第88号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第89号 鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第90号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第91号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第6 議案第92号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第93号 鞍手町課室設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第94号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第95号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第96号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第97号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第98号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第99号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第100号 平成25年度鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第101号 財産の処分
- 日程第16 議案第102号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第103号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）

平成25年12月11日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第87号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

第6条の延滞金の減免です。町長は延滞金を減免することができるというふうになっていますが、やむを得ない事由があると認める場合ということですが、中身について、どういうやむを得ない事由ということになっているのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

やむを得ない事由とは、法令で具体的に定めがあるものではありません。一般的には災害等に罹災した場合とか、不慮の事故にあった場合、病気や怪我などの場合等の外、生活の困窮、原因は個々に様々なケースがございます。

具体的には、やむを得ない状況が一時的なものなのか、長期に及ぶものなのか、その状況を改善できる余地があるのかないのか等が、真にやむを得ない事由であるかないかを判断する目安になると考えております。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

とすると、いま課長が言われた、例えば生活に困窮するとかということも含まれるということですが、延滞金というのは、普通の一般に比べてもの凄く利息が高いのです。それこそ利息の方が何年も延滞していたら元金を上回るような形もあって、それを全額といたらなかなか払えないし生活が出来ない。

ある程度元本と言いますか、滞納したものについては払えるけれども、なかなか延滞金については、そこまで難しい、そこまで払っていたら生活に困窮するとかという形も考えられると思います。そういった場合に、最終的には町長の判断というふうになるのですが、一つ一つ町長がこれはいいよ、わるいよとかということではなくて、やはり現場で課長なりが判断することになると思いますが、そういった場合はどのように考えておられますか。判断と先程事例を挙げた部分について。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

場合によっては関係省庁の通達等で基準が示されているという場合もありますけれども、それも拘束力を持つまでにはないと、法で決められたものではないので、参考意見となる程度のものであるというふうに思います。

例えば、厚生労働省の通達では、個別具体的な事案に応じて判断されるものであるとされています。客観的に真にやむを得ないものであるかどうかの判断は、一般社会的に誰が出来るのかということと裁判所ということにもなりますけれども、その都度裁判所の判断を仰ぐのかということ、これも現実的ではありません。

そこで首長の判断というのは法令に明確な規定はないのですが、行政裁量行為と呼ばれるものの中である程度、今回の延滞金の場合等は徴収することが出来ると、徴収しなければならなくなっていませんので、出来るとされているものについては徴収しないことも出来るという判断もあるわけで、その辺を各行政庁である市町村の判断で、政治的、政策的な判断ということに委ねられているというふうな理解になると思うのですが、そういうもので判断していくというふうになります。

実際、困窮されている方が、確かに延滞金の方が元々の料金よりも上回ってしまって、いくら返しても延滞金が少し減る程度で、更に延滞金ということにもなりかねません。そういったケースというのは、まず元の料金、或いはきちっと整理されるような方向でいきたいというふうに考えています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

同じところなのですが、11月30日の西日本新聞に直方市のことが書いてありました。直方市の子ども育成課のことが書いていたのですが、まともに納めている人と不公平感があるのは好ましくないということで延滞金導入に踏み切ったということが書いていました。これはインターネットから出したのですが、鞍手町も延滞金は徴収をするのですね。今まではしていなかったのですが、その辺をお願いいたします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

原則としては徴収する方向ですけれども、それぞれの方々の状況を十分斟酌して、払える状況がなければ、そこは減免の措置の中で考えて行くということにしています。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

じゃあ今回条例が改正されますけれども、その周知方法というのはどのようにされるのですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

広報紙等でお知らせをすることと、またそういった状況にある方には直接ご連絡をするという方法も考えています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第87号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第87号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第88号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

後期高齢者医療というのは、町が広域連合に変わって保険料等を徴収するという事で、延滞金については町の、先程の87号に準ずるということにもなってくると思いますが、いずれにしてもそこも先程のような内容は適用されるのか。延滞金が発生した場合にそのもらった延滞金はどこに行くのでしょうか。広域連合に保険料の延滞という形になるのですか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

まず1点目の減免の関係ですが、これは先程ありました議案第87号と同じような考え方で、後ほど減免に関する要綱等を作ろうかというふうに考えています。延滞金をとった分については、これは広域連合に納めるということになっています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

裁量によるということで、延滞金を取る取らないは鞍手町の裁量ということで、取る場合と取らない場合という差があっているのでしょうか。延滞していてもここは取っていないか

ら納めていません、ここは延滞金を取りましたから納めますという形でいいのでしょうか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

延滞金につきましては、そもそも広域連合の中の条例にあるのではなく、構成しています各市町村の条例の中に延滞金の規定があります。鞍手町も延滞金を取るということで、前は平成21年でしたか、ちょっと改正もしていますが、今回延滞金について、例えば要綱を作るとなれば鞍手町独自のということで、例えば福岡県下の中でも60市町村ありますが、実際に取っているところと、取っていないところもあります。

取っていないところが20市町村ありますので、足並みが全部一緒かというと一緒にではありませんので、先程言いました要綱につきましては、例えば国民健康保険の一部負担金とか、国民健康保険税の減免とか、災害とか、生活の困窮、似たような分がありますので、それを同じように適用する。担当によって判断がまちまちにならないようにということで、要綱等の整備を図っていこうというふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

町の要綱というのはいいと思いますが、こういう場合は取るとか取らないとかはいいのですが、それだけ広域連合の中で足並みが揃っていない。

広域連合の会計の中で延滞金を取っているところと、取っていないところと集まって、それをまた会計で歳出の方に使うとかということは公平性に欠けるという気がするのですが、広域連合議会の中でそういった問題は出ていないのでしょうか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

私も昨年からは保険健康課にいますが、過去にもそういった話は私自身、今お尋ねのことについては情報としては持ち合わせていません。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第88号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第88号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第89号 鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部

を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第89号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第89号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第90号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

今回町営住宅の家賃は、判例に基づいて延滞金の徴収に関する規定を削除することになっておりますけども、私債権になれば民法の規定が適用されると思うのですが、遅延損害金については、これは適用しないのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

民間の場合は契約上取るようになっているのですが、その辺は私の記憶が定かでないのですが、公営の場合は取ってはいけないようになって、その辺が曖昧ですので調べて、後で答えたいと思います。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

一応約定で金利を決めるとかいろいろあるのですが、そういうものがなければ大体民法の404条と419条の規定によって、法定の利率は大体5%とするように一応民法の中には書いてあります。今まで12.3とか7.6とかというのが法律によって私債権ですから、延滞金についてはこの分を削除するというのは理解できるのですが、それなら私債権であれば民法の規定を適用して私は徴収すべきだと思います。また条文についても出て来たら条例の中に記入した方が私はいいと思います。調べて出されるのでしよう、その結果は教えて下さい。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第90号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第90号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第91号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

一般質問のところでも少しお尋ねしましたが、今度は公共料金に係わる部分での消費税の転嫁という形になってくるのですが、同じ質問をしますが、国庫にこの消費税は納めていますか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

民間でも同等のサービスを提供できるものは民間が不利にならないように、公営でも課税をなさいということになっていますが、国や地方の一般会計では消費税法第60条第6項に基づきまして、売り上げにかかる消費税と同額を、仕入れにかかる消費税額として控除できることになっております。よって納めておりません。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

払う方は消費税を納めているのです。だけど貰う方が消費税を納めていない、仕入れにかかる部分との消費税の分と同額とみなして差引0円ですね。ですからこれは上げていないのに消費税を転嫁するというのはちょっとおかしなことではないだろうかというふうに思うわけです。勿論どこかの会議室を借りたりとか、いろいろすればそれに係わる電気代とかに消費税とかが付いてきます。けども、その分に払う部分とは質が違うと思うのです。

公共料金の使用料だとかというものについては一応決めています。勿論電気代、維持費とかという部分までは使用料としては、おそらく安い部分で、これは行政サービスですから儲けようとしての部分ではありませんから、そこに消費税を新たに転嫁するというのはおかしなことだというふうに思いますが、その点についてお答え下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるとおりだと思いますね。ただ、これは受益者負担ということで、現在の価格が使用料だというふうに、できれば認識して頂きたいと思います。それともう一つ考え方として、例えば行政で町内目的税として預かった分の消費税は、例えば教育に使うとか、そういった形で町内の中で預かり消費税を、預かりというか、いろいろな公共施設の利用料の消費税分は目的税として町内の中で、みんなで知恵を出し合って、その目的税として使っていくというふうなやり方も1つの手立てではないかなと思っております。

これはちょっと検討させて下さい。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

目的税と町長は言われましたが、その目的がはっきりしていない中で消費税だけ今のところ取っているわけです。勿論目的税にするのでしたら何らかの条例が必要なのかどうか分かりませんが、いろいろな要綱とかが必要になってくると思うのです。それ以前に使用料として消費税分を乗じて、使用料を定めた部分に乗じてやるというふうに書いているわけですから、ここは正に消費税の転嫁なのです。

使用料として必要ならその分を値上げすればいい。わざわざ消費税を転嫁しなくても、最初から500円なら500円と決めるとかという形をとらないと、これは消費税だけ利用者から取って、しかし取った消費税は国には納めていませんよ、これはちょっとはっきり言って騙しというか、という形になって来るのではないかと思います、もう一度お願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるとおりで、これは消費税の転嫁ということに条例で謳ってありますので、これをいっそのこと消費税じゃなくても単一料金として、この使用料は幾らですよというような書き方にした方がシンプルでいいのかも知れないですね。

○議長 川野 高實君

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時23分

再開 13時24分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

消費税法上、センターの使用料というのは民間と競合しますので、消費税の非課税に該当しないです。例えば税務住民課の証明の手数料とかというのは民間とは当然競合しませんので非課税扱いにはなりますけれど、センターの使用料とかというのは消費税をかけないで使用料自体を上げて消費税を付けなければ、民間が例えばするときには消費税は必ず付けますので、公営でするのは消費税を付けないかというのは民間との公平性が保たれない関係で、必ず付けなければならないようになっていきます。

消費税を丸々自治体の儲けになるかということ、そうではないということです。というのは、電気代等光熱水費は消費税の改定分として上昇します。また、警備の業務委託など施設管理に関する支出額も消費税が影響してきます。

使用料で管理費を賄いきれない、言い換えれば持出がある施設については支出額が大きくなる可能性があるので、こういう場合は消費税はかけなさいということになっています。

以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

どの法律に基づいて言われているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

掛ける、掛けないというのは、先程総務課長が言いましたように消費税法第60条第6項の規定です。そして非課税にあたるか、あたらないかというのは消費税法の別表第1第5項にあります役務の提供の中に上げていますが、別表第1の中にあります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

民間と競合するからかけなさいよ、でも民間は消費税を払っているわけです。国庫に納めているわけです。だけど公共団体は、先程課長が言われました消費税法第60条第6項に基づいて、これはおそらく内税という形になってきて差引0円、貰ってもその分同額を支払っていますよということで、そういう形になっていると思うのですが。しかし実際問題としては町民が消費税を払って、それを差引0とかということは考え方としてあり得ないのです。払っているのにそれは全然生かされていないし、そこはちょっと転嫁するかということは本当におかしいと思います。

先程言いましたように、使用したら、使用した分の電気代が上がりました、消費税の税率も上がってその分高くなりました。だけどそれはそれではないですか。だから使用料が上がるわけで消費税はそれに伴ってその分全部上がっていくかといったら、支出が増えるかといったらそうではないと思います。

先程言いましたように、これは行政のサービスですから、これは最初から儲かるとか、儲かるようなものではないのです。住民へのサービスということですから、その辺の考え方、消費税を取ってそれを上げていないということ自体がおかしなことだと思います。

何回言っても一緒でしょうが、もう少しちょっと民間との整合性が保たれないとかでなくて、これは税金で運営しているわけですから、町民が税金でやって、国庫に納めていないのに利用料に消費税まで入れるということ自体、その考え方自体がおかしいと思います。もう一度お願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは消費税法の60条の6項に謳っていますので、地方自治としては法律に準じなければならないということになっておりますので、その辺のところはご理解して頂ければと思っております。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

第60条の6項は消費税額を同額とみなして控除することが出来ると謳っているだけなのです。掛けなさいとかということを謳っているわけではないのです。これは上がっても消費税を貰っても、これは国に払わないでいいですよということが書いてあるところが第60条の6項なのです。そこはちょっと一緒くたにしてもらいたくはないと思います。

○議長 川野 高實君

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時32分

再開 13時33分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

町長に答弁を求めます。

○町長 徳島 眞次君

控除の特例というのが、国、地方公共団体、公益法人等の仕入れ控除税額の計算の特例というのがあるみたいです。委員会審査まで時間を頂いて、内部で詰めさせて頂いてよろしいでしょうか。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今回のこの条例は、関係条例の整備に関する条例ということで、9本の条例をまとめて条

例にしているわけですが、今まででしたらそれぞれ1本ずつを、条例を改正する場合は条例の一部を改正する条例ということで行って、その条例はいつ改正したかというようなことで条例の中に謳っていくわけで、いつから実施する、施行日はいつということで附則の方に書いていくわけですが、このように1本に纏めて改正したときに、例えば表記として一番最初の方に何々に関する条例とでます。改正がいつしたと、こういう場合纏めてしたら、この条例に基づいていつ改正したとか、そういう表記又は附則についても、そういうのが必要になるのではないかなと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回のこの条例に基づいて改正したということは、結局溶け込み方式の中では出てこないのですが、それぞれの個別の条例の中では、附則の中にいつ改正したということが上がってくるということになります。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ということはこの関係条例を整備する条例は謳い込まなくていいということになるのですよね。ということは、普通でしたら一部を改正する条例自体はなくなってしまうわけですが、その中に入っていきからですね。この条例自体はずっと条例として残っていくということになるのですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

この条例も一部改正条例なわけですから、それぞれの条例の中に改正された分が溶け込んでいって、これ自体はなくなります。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ということになると、改正された日にちと中身はそこで出るのでありますが、どういうことに基づいて、どの条例に基づいてとかということにはならないから、今回こうやって纏めた条例自体がなくなると、過去に遡ってどうやって改正したかというのが分からなくなっても別にかまわないのですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

それぞれ一部改正条例の場合でも、やはり溶け込んだ一部改正条例というのは例規等には

載りませんので、溶け込み方式というそういうやり方ですので残りません。これも同じ取り扱いになります。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第91号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第91号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第92号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

町長にお尋ねしたいのですが、9日の一般質問の中でも出ていましたが、値下げになるということで、11月8日に1市2町で足並みを揃えるということで、今回ごみ袋と証紙が24円から45円ぐらい、実質引き下げになっておりますけれども、この値下げをした理由というのは何かを教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは1市2町の首長が集まりましてじん芥の議会の中で、事前に私と小竹の町長の有吉市長と話し合いをいたしまして、そして消費税が上がるけれどもごみの料金は近隣に比べると高いから、今回は据え置きで行こうという政治的な判断の下、決めさせて頂きました。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

ごみ袋が高いということで値下げをしたということですね。それはそれで安くなるに超したことはないのですが、ただ平成27年の10月には消費税が10%、8%から2%上乘せになる予定ですね。この場合も更に値下げをされるということではないのですかね。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まだその辺までは話には至っておりません。当面、まずは4月の段階で消費税が上がるということを見据えて、先程申しましたように政治判断をいたしました。その翌年の消費税が10%になるというところの部分においてはまだ議題としては取り上げておりません。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

ただ今回26年の4月から3%上がって8%ですね。27年の10月は直ぐきますよね。そういうのを勘案して頂いて、今回判断して頂ければよかったなと思うのですが、ただ今回24円値下げをしています。値下げをした場合としない場合、まるまる8%にした場合と、今回24円上げるのと上げなかった場合、鞍手町の実質の一般会計からの支出というのは試算しているとは思いますが、分かれば教えて下さい。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

ごみの処理に関しましては、ごみ袋の生産費、不法投棄のごみ回収委託料、じん芥収集業務委託料と、宮若市外2町じん芥処理施設組合運営費負担金等で、平成24年度決算で約3億800万円。

収入としまして普通交付税歳入額9,700万、ごみ袋等の販売手数料が5,900万円等で、1億5,600万円ぐらいの収入になっています。差引1億5千万円ほどの一般財源を出しています。

8%に消費税が上がった分を据え置いた場合、支出において289万4千円程の増額。収入におきまして170万円程の減額になりまして、合わせて459万円程の増額となります。もし10%をそのまま据置としますと767万円程の増額となります。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

これも先程の話と同じで、消費税を先程課長はごみの収集とかいろいろなところにも納めていますよというふうに言いましたが、ごみ袋自体は生産だけなのです。後収集とかというのは別問題にもなってくるわけです、税金を投入しての話ですから。それだけで言えば消費税を転嫁して、その分は一般質問でも言いましたが納めていないわけです。消費税は納めていないでしょう。先程の消費税法60条第6項の規定に基づいて納めていませんというふうに言われていましたから。とすれば、これも転嫁しなければ先程質問が出ました8%から10%になった場合どうなるのかということも全然関係なくなってくるわけです。

ここは少し考え方が違うと言われればそうかも知れませんが、収集料金から外にもお金が掛かっていますよと言われればそのとおりですが、しかしごみ袋の料金からすれば、1枚作るあたりに6円から10円の間ぐらいだと思いますが、今いくらですか分かれれば教えて下さい。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

平成25年度で契約いたしましたごみ袋、可燃物大6円67銭、小4円33銭、不燃ごみ袋大8円、不燃ごみ袋小5円、証紙2円30銭でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今課長が言われたように燃えるごみ袋の大きい方だけでも、作るのに原価は6円67銭しかかかっていないのです。それがごみ袋大は1枚84円でしょう、それを考えたらやはり、収集料金についてもそれにも満たないわけで、勿論税金で賄って行かないといけないということもありますので、ここはやはり宮若市、小竹町、鞍手町の3市町ともごみ袋は近隣に比べて高すぎるという見解ならば、せめてここは消費税を転嫁するべきではないというふうに思うのです。

値段は据え置くという、結局は今までと同じ8%掛ければ10枚で840円という形になるわけですから、据え置く、高すぎるということ言えば、その考え方については賛同しますが、これは新たに消費税を勘案すべではないと私は思います。先程と同じ質問になるのでどうかと思いますが、一応議案質疑ですのでお願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

課題として捉えさせていただきますが、ただ先程課長が申しました大きな袋の燃えるごみ袋が6円67銭ですか、これはあくまでもごみの単体の製造であって、残り80円近くのお金というのは、その袋によってごみの処理料まで入っていますので、その辺があくまでもごみの袋代ということになっております。

消費税の件ですが、ただ一般の商店で例えばごみ袋を売った場合でも消費税を預かっています。この消費税は税対象で商店は国庫に消費税を払っているのです。そういう意味からすると消費税は掛けてもいいのではないかと考えております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

消費税を払っていると言いましたが払っていないですよ。今町長は払っていると言われま

したが。この分は840円まるまる町にごみ袋のお金として入って来ているわけですよ。そこだけ訂正して貰えばいいと思います。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

宇田川議員の言うとおりの840円で売った分は840円町に入ってきています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第92号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第92号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第93号 鞍手町課室設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今回課が1つ増えて、後分掌事務についても大きく変わっているのですが、ちょっと3回の質問ではなかなか質問しづらいところがあるのですが、3回ということに拘るのであれば幾つかを1つに纏めて質問したいと思いますのですがよろしいでしょうか。

○議長 川野 高實君

1つずつ3回。

○12番 岡崎 邦博君

分かりました。

例えば分掌事務で総務課のところでは、今までは庁舎の管理に関することとか、電子計算機によるシステムの維持管理に関することということが分掌事務の中に入っていましたが、今回はこれがなくなっています。ここに関することについては、どの分掌事務の中に含まれるようになるのでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回の改正に当たりまして、この条例の中に定めています事務分掌と鞍手町事務分掌規則の中に定めている事務分掌があるわけですが、本来条例の中で事務の柱になるものを定めて、

規則の中で、その枝葉の部分を決めていくべきものが、これまでのいろいろの改正が積み重なって来た中で、ちょっとその辺がごちゃごちゃと混在したような状態になっていました。

それを今回整理をすることにいたしました。電算関係のものとかは情報施策の中に入りますし、例えば職員の関係等と言いますと、職員の人事給与及び福利厚生に関する事とか、職員の人材育成に関する事とかというふうなことが条例で謳ってありますが、実際これは全て職員に関する事なので職員に関する事というふうに括って、その中身の給与のことであるとか人材育成とかという部分については規則の中に今度きちっと整理をして行くという考えです。

○12番 岡崎 邦博君

庁舎の管理はどこに含まれるのですか。

○総務課長 白石 秀美君

庁舎の関係というのは財産の関係に括っています。町有財産に関する事です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

例えば電子計算機によるシステムの維持管理ということを経営施策に関する事の中でのことなのですが、これは殆どリースだったりしますね。ソフトはリースだったりとか電算機も全てリースだったりしています。そういうのを情報施策ということの中に含まれていいのかどうかというのが1つと、その情報施策に関する事という内容自体も分かりにくいのですが、これは規則の中ではどういうものがこの中に入るのですか。どういうものかちょっと分かりづらいのですが。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

なかなかこの新旧対照表からは、どんなふうに括って新しいものになっているかというのは分かりにくいと思います。それで旧のどれとどれが合わさって新のこれになっているという表を人事班の方で作っていますので、これを資料として後ほど提出させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。

○12番 岡崎 邦博君

出来れば今貰った方が。

○議長 川野 高實君

時間が掛かりますか。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時54分

再開 14時10分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

初めに総務課長に答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

只今お手元にお配りしております資料が今回の課室設置条例の一部改正にかかる事務分掌の部分の見直しになります。

まず左側の方に旧の事務分掌を載せております。真ん中の欄が変更理由、そして右側に新しい事務分掌という形で、中段の部分を見て頂ければどういったものをどういうふうに整理したかというふうに分かるようにしております。

一方の小さい字である分は事務分掌規則の方です。今度新しく条例の方の事務分掌を整理し直した中で各課毎に整理をしております。よろしくお願いたします。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

資料ありがとうございました。この資料を見た中でも先程の情報施策に関するところと、以前の事務分掌では情報施策の企画及び総合調整に関するところとということが総務の方にあったわけですが、その企画及び総合調整に関するところというのは移ってもいいとは思いますが、情報施策また電子計算機によるシステムの維持管理に関するところというのは、今日貰った変更理由の中でも番号制度の導入等各課に跨がる業務の発生があるというようなことであれば、寧ろやはり総務課に置いている方がスムーズに行くのではないかという気がするのですがいかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

いろいろと内部検討をしました結果、情報関係の部分については政策推進課の方に置く方がいいという結論に至りました。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

政策推進課と地域振興課の2つに分けた大きな理由は何ですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今現在企画財政課の方で持っています事務のボリュームが非常に大きくなりつつあります。それで政策推進課につきましては、財務、秘書業務、情報施策等の業務を柱とする重要施策の調整推進の役割を担う課として位置づけようと。

更に地域振興課については、商工、観光、企業誘致、都市計画、開発事業等の業務を柱として、地域振興の役割を担う課として位置づけようということで2つに分割したということになります。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

業務が大きくなったからということで2つに分けたということですが、そこは職員の配置によって、班を例えば3つにするとか、そういう考えもあったのではないかなど、新たに課を作らなくても対応できたのではないかなどというふうに思うのですが、どうしても課を必要とした大きな理由は。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

もう一つ班を作るというような形で行きますと、課の中がかなり肥大をして、課長の負担が非常に大きくなります。そういった部分も考えて、これを分けても一つ一つの課長の業務というのはかなり大きなものになると思いますので、2つに分けた方がいいというふうに考えています。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

では政策推進課の中に秘書に関することというのが分掌事務として上がっているのですが、これは誰の秘書で、どういう内容の業務を担当するのかの中身を教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

秘書業務はいま総務課の方に置いていますが、町長の秘書という業務がこちらに移行するということです。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

いま女性の職員が1人付いているわけですが、その職員をわざわざ政策推進課の方に移す理由は何ですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

重要施策に係る部分で、町長がいろいろと今後出張等で動かれたりとか、会議に出席され

たりとかという部分でも、随行していろいろと施策関係の部分を補助して行く、そういう職員を置きたいということで、秘書関係部分は重要施策の中に位置づけています。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

これについては最後にします。別に新たに、今職員がいる外に新しい職員を置くということになるのですか。例えばそうだとすれば、そこに課長も班長も、こうやって新たに課も2つ作るわけですし、そういった施策に関する、それこそその課の課長さん、班長さんはエキスパートでもあるわけですから、わざわざそこに秘書を別に置く必要があるのか、ちょっと疑問に思うのですが。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

新たに、そのために人員をそこに配置するというだけでなく、課の中で誰かが対応するというふうに考えております。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

保険健康課と福祉人権課のことでお尋ねしたいのですが、これは一般質問の中でも課室の分掌でもう一度考え直した方がいいのではないかとということで質問をさせて頂いたところです。特に介護予防について、今までは健康増進班の中で介護予防は行われていたわけですが、今回の改正で、これを見ていないので分からないのですが、どこの所管に入るのでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

ご意見を頂いておりました件につきましては、保険健康課と福祉人権課の担当職員を寄せまして協議を行いました。その結果、今後の介護保険制度の見直しによって、平成27年度以降に、段階的に市町村にまた新たな地域支援事業が移されるという状況がありますので、今ここで扱うよりも、その中身がもう少し見えた時に全体像としてもう一度見直した方がいいのではないかと結論に達しております。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

もう一つ、福祉人権課の中で、今までは高齢者福祉に関することということで、はっきりと高齢者福祉に対する分掌事務が謳われていましたが、今回の改正でどうも社会福祉に関することということの中に入るのかなと思うのですが、これはどうなのですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

社会福祉に関することで、これまでの社会福祉に関すること、社会保障に関すること、福祉事業に関することと、高齢者福祉に関すること、これを統合した形で条例上は社会福祉に関することとしています。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

この中で高齢者福祉というところがなくなるのですが、今後更に高齢化をしていくというふうに予測されている町として、やはりこういったものを分掌事務の中に上げる必要があるのではないかなど。寧ろやはり、それを上げることで高齢者福祉に対する姿勢をはっきりと示した方がいいのではないかなどと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

条例の中では社会福祉に関することと括っていますが、実際枝葉となる部分については規則の中で細かく定めております。高齢者の保健福祉計画推進に関することとか、敬老祝い金に関すること等、かなり細かく分けて記載をしています。そういう形で、まず条例の中では柱の部分として出して、その枝葉を細かく規則で整理していくということで、ちょっと見て頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

最後になりますが、いま柱として上げているというふうに言われましたから、寧ろやはり柱の1つとして高齢者福祉というのも私は上げる方が、先程も言いましたように、町の姿勢としてもはっきりさせることが出来るのではないかなどというふうに思いますが、重ねてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

括り方については内部的にも議論あったわけですが、最終的にこの部分ではこういうふうな括り方でいいという結論に達しました。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

改めて資料を出してもらって、これだけの任務といろいろやるのがたくさんあるのだなと認識させられましたが、今度課室を一変してやった中で、先程の質問とも関連があるのですが、縦割りですね、どこに行ってもいいか分からない。

これ自体は来年の4月1日からということなのですが、それからしろ、職員も今から戸惑うと思います。職員もそうですが、町民がこのことに関しては何処に行ったらいいのだろうかという案内とかというものは、しっかりと直ぐ対応できるようなことをしていかないといけないかというふうに思いますが、その点についてお願いいたします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

現在も住民の方が窓口に来られて手続きとか、届け出をされるとかという部分については、何処の課に行ってもどういう手続きが出来ますという一覧表を作って、窓口のところに置いてあります。それを使って窓口の職員が、この手続きでしたらここでこういうふうになりますという説明をさせて頂いています。

今回、事務分掌を見直せば、当然それも見直して更に使いやすいものになるようには努力をして行きたいと思います。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

もう一つ、前からのグループ制の考え方なのですが、これだけまた課が1つ増えるわけですが、グループでいろいろなところに、誰もが対応出来るようにという考え方でのグループ制だったのですが、それはそれとしてあってもいいのですが、1つ、前に町長にも少しお話をしたことがあると思いますが、対外的なもので課長というのはある程度一定の皆さんが認識されますが、その下とといいますか、補佐が班長という形になったら、庁舎内では分かりませんが、対外的に班長って何ですかという形になって来ると思います。その点については見直しとか、何か考えがあるのでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

その件についても係長を設けるかどうかというのを今回の議論の中にもありました。いろいろと組合とも協議していく中で、また各課の今のグループ制で取り組んでいる業務の状況もそれぞれヒアリングを行いまして纏めた結果、やはり今の体制がいいと。グループ制についていろいろ上手く行っていないという不満もあつたりしたのですが、実際にヒアリングをして見ると、このグループ制でやっていかないと、これだから回っているという課もあつたりして、やはりあまり上手く行っていないかなという部分も気にしていたのですが、結構上

手く行っているところもあるように思っております。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

上手く行っているところもあるでしょうが、なかなか先程も言いましたように対外的な面で、変な言い方をしたら上司が来ていないとか、担当者が来ているような雰囲気を取られないかなという思いがあるわけです。ですからそこそこの、特に県に陳情に行ったりとか、交渉に行ったりとかする場合に、課長じゃなくても次の班長が行く場合に、そこは課によってはちょっとグループ制でない方がいいとかということもあるのではないかと思います。だからそこは画一的に全部グループ制を引いていくとかでなくて、ここはこういうふうに行こうとかということも考えて行った方がいいのではないかと思います、その点についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

言われますようにグループ制についても、その事務の内容によって上手く合うところと、なかなか馴染みにくいところがありますので、その辺はいろいろと考えながらやって行きたいと思います。職名につきましては、また協議してみたいと思います。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今この資料を見させて頂いているのですが、その政策推進班のところに政策秘書担当ということで、約27項目が上がっていますね。先程の答弁ですと別に秘書を置くわけでもない、いろいろ変わるといような答弁でしたが、こういうふうに政策秘書担当の職員を置くということではないのですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

当然その課に配属をされた職員の中で、そういった業務を担う者も出て来るといふふうには思います。ただそれだけを専属でやるということになるのかどうかというのはまだ、もう少し事務のやり方を考えて行かなければならないと思います。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

これは政策推進課の中に属するわけですがけれども、政策秘書担当という名称が班の中に、

非常に分かりにくいというか、例えば財政担当とか、情報政策担当とかというならどうい
ものか分かるのですが、政策秘書担当とは一体何をどういうふうにするのかというのが、こ
ういう細かなものがあれば、こういうこと、こういうことというのが分かるのですが、ちょ
っと名称でこういうふうな形で担当の職員を置くということになるのでしょうか、ちょっと
そぐわない感じがするのですが。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今町長室に居るような秘書ということとはちょっと意味合いが違います。表の右側に掲げ
ておりますような重要施策、主要事業等について関わって行く職員ということになります。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第93号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第93号は総務文教委員会に付託することに決定しま
した。

次に、日程第8 議案第94号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を議題
とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の17頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について17頁から18頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

17頁のプロ野球の作成業務委託料なのですが、残念ながら残ることは出来ませんでした
が、これを提案された際に半分は返って来るといような話でしたが、半分以上支出されて
いると思いますけれど、その他にどのような支出があったのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

提案書の中に、新たに航空写真を追加いたしましたので、その分が追加というふうになっ
ております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について18頁から20頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

18頁の民生費の総合福祉センターの施設費の工事費3,500万円。過疎対策事業債の枠がいっぱいになって、その減額に伴うもので給湯システム改修事業費が出来なくなったということなのですが、これは今後どういうふうを考えているのか。

来年度にして行こうとするのか、それで間に合うのかどうかということも含めて、支障は来さないのかについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この3,600万円につきましては、第一次要望の段階で全国からの過疎債の要望が多くなりまして、25年度につきましては22.05%のカットが一次の段階できております。

いま二次の段階で、最終的には一次のカットの段階で当初予算から申しますと16億8,870万円に対しまして22%ですから、約3億2千万円程度のカットを求められたのですが、最終的には二次で要望しましたけれども、やはり12.6%はカットせざるを得ないという状況になっております。

額としましては2億1,400万円ぐらいをカットしなければならないような状態です。その中でこの優先度を考えまして、総合福祉センターの給湯システムにつきましては、翌年度への先送りという形に考えさせて頂いております。

これにつきましても、来年度また要望しても過疎債の枠がございまして、その年度で判断をさせて頂くということもあると思います。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

それで給湯システムは来年度また要望して、通らなかつたら厳しいかなということなのですが、今改修しなくても、まだ支障は来していないということなのではないでしょうか。それとも来年度には必ずしとかないとちょっとまずいなとか、その場合どうするのかということについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

福祉センターの給湯システムの導入につきましては、現在、維持管理費の経費節減を図る

ため導入したいという目的で上げさせて頂いております。

いま企画財政課長が申しましたように優先順位をつけさせて貰っていますが、いわゆる中学校の統合に伴う学校関係の施設、道路、こういったものを最優先ということで取り上げていっておりますので、来年度も毎年要望を出しながら満額付けば実施したいと、その時点で優先順位を見ながら判断していきたいというふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費について、20頁から23頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

21頁の労働費の緊急雇用創出事業の委託料ですが、この中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

これは緊急雇用創出事業臨時特例基金事業におきまして、9月補正で企業支援型地域雇用創出事業に対しまして予算を計上させて頂いております。

最初補正した段階では、県からの補助金につきましては1,240万円の補助だったので、事業費全体としましては要望額が1,754万4千円ほどの事業費の要望が 있습니다。事業費の内容としましては、まず1つが株式会社夢工房と、もう一つはNPO法人南陵塾からそれぞれ要望があって申請がありまして、この2件を採択しております。

株式会社夢工房くらてにつきましては、現在は若摘巨峰のワインやコンフィチュールがございしますが、これに続く新たな商品開発に向けての事業ということで取り組まれております。

事業費としましては、1,245万円程がこれに充てられる予定です。その内3名の新規職員を採用予定ということで、この人件費としまして約797万円が充てられるという予定になっています。

そしてもう一つのNPO法人南陵塾につきましては、これは今までの南陵太鼓を通じた青少年の健全育成や、地域の文化財を活用した地域おこしに取り組んで頂いておりますけれども、こちらにつきましても新たな特産品の開発等を企画するというので、事業費としましては約509万円。その内に新たに商品開発の部分のための新たな職員として1名分の人件費として約259万円が充てられるということになっています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。

それから同じ21頁の農林水産費、農地集積協力金80万円なのですが、これはよく分からないので教えて下さい。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

個別所得保障経営安定化推進事業というのがあります。その中で土地利用型農業から経営転換、相続、高齢によるリタイヤ等を契機に、農地利用集積円滑団体を通じて地域農業マスタープランに位置づけられた、地域の中心となる経営体に農地を集積することが確実に認められる場合や、中心となる経営体の農地を減反化させようとする場合に、市町村を通じて、それに協力する者に対して農地集積協力金が交付されます。0.5ヘクタール以下で30万円、0.5から2ヘクタール以下で50万円、2ヘクタール以上で70万円です。今回の補正は2件の農家が高齢を理由にリタイヤされることから補正を行っています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

22頁の道路橋梁費、これも先程の優先順位からして3,500万円減額になっていますが、その中身を教えて下さい。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

当初予算では舗装、補修とか、通学路の整備、道路改良等の一般工事費、緊急道路補修工事費及び除草工事費で1億4,287万5千円を計上させて頂いておりました。先程財政課長が申しましたように、過疎債が思うように付かなかったということで、3路線につきまして今回減額をしています。

1つは通学路の整備でございますが、これにつきましては現在下水道工事を行っておりますので、来年度に行うように予定しております。

後2路線につきましては、道路改良工事でございますが、これにつきましては、来年度は通学路の整備を優先して行いたいと考えています。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から12款 公債費について23頁から25頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

14頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

14頁から16頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

28頁に新鞍手中学校の太陽光発電施設の使用料、それから売電の業務委託も付いていますね。これの分け方というか、例えば新中学校が出来て屋上に太陽光発電が出来て、1つは売電目的、1つは校舎とかそういうものに使うということなのですが、それは別々でやっていくということですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

新中学校の屋上につきましては、現在自家消費用の太陽光発電としまして50キロワットが計画されておりますけれども、それ以外の空きスペースを活用いたしまして、約200キロワットの発電能力のある太陽光発電施設を20年間のリース契約に基づいて売電事業を行うという事業でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

1つは新中学校で50キロワットと言われましたが、例えば余る場合がありますね。その場合は電気あれが返って来るとか、それとは全然、自家発電用で例えば蓄電してとかという形にして行くのでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

現在計画されております中学校の自家消費用の50キロワットにつきましては、本来その校舎で活用する部分として設置しておりますので。但し余剰電力が出た場合は売電が可能というふうになっています。

もう一つの200キロワットは、元々売電目的につきましては、これは国の補助金とか県の補助金若しくは過疎債を充てることは出来ませんので、この部分については売電目的で売っていくという形になります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

電気を貯めておくとかということではなくて、余った分は売るわけですね。そうしないと、その日、その日で、その時間帯で発電された能力と使っている能力の差が出て来るわけですから、その売電した分は、これとは別の枠で一般会計の方に入ってくるということではないのでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

売電目的の方につきましては、一般会計の方に売電部分が入ってくるという形になっています。この事業につきましては、約20年間で1億2千万ぐらいのリース料になっております。年間の売電収入につきましては約800万円程度を想定しております。その800万円の中からリース料を支払い、それと後もう1つメンテナンス料、それから20年後の撤去費用の部分の積立分も含めまして、その残りの部分について鞍手町と管理会社の中で案分するというような事業になっています。それと一応20年間の収入の見込みとしましては、約2千万円から2,100円程度を見込んでいます状況でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第94号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第94号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第95号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第95号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第95号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第96号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

8頁の工事費、国庫補助金の減額に伴ってということなのですが、実際に工事が遅れてくる、どこかの工事をする予定だったところが来年度先送りという形になってきたのでしょうか。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

毎年補助金の交付額の内示を受けた時点で優先順位を付けて、頻度の高いところから整備を行っております。

早急でないところについては、工事金が足りない分については後回しになるような傾向になりますが、基本的には優先順位を付けて、そこから整備をするようにしております。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

ということは、今回の工事費3,200万円ほど減額というのは、どこどこ予定はあったにしろ入札したとかではない。場所は確定していたところが、ここは来年度よという形ではないのですね。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

今年度の優先順位としましては、古門と学校関係の道路だと、中本町、上新橋の浸水対策に向けての整備を今年で終わることに計画していたしましたので、今回補助金が付かなかった分については山ヶ崎区、西区、唐ヶ崎区を予定していましたが一部、若干遅れたようになっています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第96号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第96号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第97号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第97号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第97号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第98号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回はコンクリート製品の生産が間に合わないということで、来年度に持ち越しということなのですが、とすればその分転居というか、泉水団地に住んでいた方がそちらに移るのも遅れてくるという形になってくるのですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

当初の計画では26年度の12月末までに、現在お住まいの住宅を解体して更地にして、JOGMECの方に渡すということで計画しておりましたが、先程町議が言われたように、大型のブロックが需要に対して生産の方が間に合っていない状況でございまして、それで造成の方が3月末ぐらいまで掛かるものでございますので、建築の方も若干26年度に入り込みますので、入居に関しては若干2ヵ月程遅れるかなとは予定しております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

その入居の時期が遅れるということに関しての保障をもっとしないといけないとかということはないのですね。あってもNEDOの関係になってくるのですね。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

遅れることに対しての保障はございません。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第98号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第98号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第99号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第99号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第99号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第100号 平成25年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第100号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第100号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第15 議案第101号から日程第17 議案第103号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

追加議案の提案説明を行います前に、議案提出につきましてお詫びを申し上げます。

議案103号につきましては、12月6日に配布させていただきましたが、内容に誤りがあり、12月9日に議案103号の差し替えを行わせていただいております。

今後、このようなことがないよう細心の注意を払って議案を作成し提出いたします。

大変申し訳ございませんでした。

それでは、追加議案の提案説明をさせていただきます。

日程第15 議案第101号から日程第17 議案第103号までの3件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第15 議案第101号は、財産の処分であります。

この財産の処分は、企業誘致を目的として整備した鞍手町中山西区用地1万6,746.67㎡のうち、A用地8,373.36㎡につきまして、一般貨物自動車運送事業を営んでいる、遠賀ダイキュー運輸株式会社より当該用地進出のため土地購入の申し出があり、同社の経営状況や今後の企業活動などを審査した結果、売却は適当と判断したものであります。

12月2日に、同社と売買仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、同社の概況につきましては、議案に添付しております資料をご参照してください。

次に、日程第16 議案第102号は、平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、鞍手町中山西区用地のA用地を4,823万円で遠賀ダイキュー運輸株式会社と売買仮契約を締結したことにより、歳入では、予算科目確保分の1千円を差し引いた4,822万9千円を土地売払収入として追加補正するものであります。

また、歳出では、今回の財産の処分は、9月定例議会で追加補正いたしました分譲促進業務委託の対象とはならないため、一般会計から繰り入れることとしていた分譲促進業務委託料予算337万7千円のうち、A用地分に係る分譲促進業務委託料相当額168万9千円は減額するとともに、土地売払収入分は一般会計へ繰り出すこととして、歳入歳出を調整しております。

これにより、歳入歳出それぞれ4,654万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,006万3千円としております。

次に、日程第17 議案第103号は、平成25年度鞍手町一般会計補正予算第6号であります。

本補正予算は、歳入では、鞍手町中山西区用地のA用地の土地売払収入4,822万9千円を、中山西区用地造成事業特別会計からの繰入金として追加補正し、A用地分に係る分譲促進業務委託料相当額168万9千円を減額した上で、財政調整基金からの繰入金を減額しております。

また、歳出では、A用地分の分譲促進業務委託料分を減額しております。

これにより、歳入歳出それぞれ168万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ80億9,934万9千円としております。

以上が、日程第15 議案第101号から日程第17 議案第103号までの3件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第101号について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

西区用地の半分が売れたということについては大変よかったなと思います。

合わせて9月定例会で、この分譲促進業務委託のお金も使わなくてよかったということも、よかったのではないかと思います。土地の値段についてなのですが、約8,373㎡で4,823万円ということなのですが、単純に計算して平米5,700円くらい、坪にすると1万7千円くらいですね。これ自体が妥当なのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この単価につきましては、当初販売のパンフレットにおきましては平米当たり9,600円とさせて頂いていました。

今回、この単価につきましては、この9,600円の60%で平米当たり単価5,760円という形で算出しています。この60%に至った経緯につきましては、近隣の企業用地、特に近隣市町、それから筑豊地区の単価をみました時に、直鞍地区では小竹町さんの工業用地につきましては5,721円から6,112円の範囲で推移しているということ。

それから川崎町の東田原用地で5,350円、桂川町の天道用地等で6,500円、若干高いのですが、県の企業用地のパンフレットよりは、各自治体は値引きを行っているという状況があります。

そういう近隣の市町村との競争性も加味いたしまして、この単価にしたというのが1つの理由と、西区用地につきましては、若干地盤に不安があるところがございます。それにつきましても当然企業誘致をする上で、企業さんが新たな構造物を建てる場合におきまして、やはりその構造物を建てる費用につきましては、予想以上に負担が掛かるというところで、進出に二の足を踏まれるというところがございます。そういうところも考慮いたしまして今回この60%の5,760円という単価にさせて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

近隣のと言われましたが、小竹町は近隣は近隣ですが、条件として鞍手町はインターもできて、特にダイキュー運輸さんですか、インターもできて、架橋がどうなるか分かりませんが、交通網としては、条件としては今言われた近隣の市町村に比べたら大分いいというふうに思うわけです。

建物の関係からして、逃したらいけないという気持ちもあったのですが、それでも6割、4割引というかというところで、一辺に全部売れたわけではなくて今回は半分ですから、その値段がもう半分売るときに、それは既存の価格という形にもなりはしないかというふうに思うわけですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず残りのB用地につきましても、今現在2社と協議を進めさせて頂いているところがございます。具体的に名称は差し控えさせて頂きますが。概ね今の2社で埋まる可能性も出て来ておりますので、単価につきましても、遠賀ダイキューさんにつきましてはA用地全部を購入して頂いておるといふところもありますので、この60%でしてはいますが、今交渉しています2社につきましても、場合によっては分割ということも想定されます。

その場合につきましては、やはりスケールメリットというところも遠賀ダイキューさんには与えてもいいのかと、もう一つの2社につきましても必ずしも60%で売買をするというところではございません。今その点につきましては、交渉を行っているところでございます。

以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

もう一つだけお尋ねします。先程の分譲促進業務委託、いま言われた2社につきましては、どこか仲介人が入っているということでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この2社につきましても、まず1社につきましては、これまで町長が企業誘致の活動をされている中で、ある知人の方からご紹介を頂いたというところではございますので、不動産とか、宅建を持っている方の紹介ではございませんので該当いたしません。

もう1社につきましても、これは直接鞍手町のホームページをご覧になってコンタクトを取られた企業さんですので、もし成立すればどちらも対象にはならないという形になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今の議員の質問にも関係するのですが、ここも一応不動産鑑定はしていると思います。その不動産鑑定の評価額は、この土地については幾らだったのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

すみません、細かい数字は持っていませんが、一応仮評価という形ですけれども1㎡当たり5千円弱だったと思います。

すみません、今のは課税標準額です。

○議長 川野 高實君

ここでしばらく休憩します。

休憩 15時06分

再開 15時07分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

すみません、先程の答弁を訂正させていただきます。

不動産鑑定価格につきましては、意見価格としまして9,600円となっております。

以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

おそらく鑑定の評価額で表示をしていたのだらうと思うのです。それから比べて40%も引いて売却するということは、それだけの鞍手町の資産価値を減耗させて売ることにつながるわけです。言い換えればこれは鞍手町に対して損害を与えるということにつながるのでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

おっしゃることはよく分かるのですが、たまたまここは地質調査をしましたら地盤がもの凄く悪いみたいで、実際に建物を建てられるに当たって、杭を数百本打たなくてはいけないということで、そこで数千万円お金が掛かるということも聞いております。

それから加味しますと、その分の減額分と、そういう関係で計算を出させていただきました。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

そういった地盤の関係があるとすれば、鑑定の中でそういった評価も含まれるのではないかなというふうに思うのです。

近隣の直ぐ川を挟んで宅地辺りでは、やはり坪辺り5万円以上、6万前後ぐらいまで大体評価としてはあります。直ぐ近くの弥生団地は7万円ぐらいです。そういうことから考えて

も、大体この評価額は地盤が悪いとしても妥当な評価が出ていたのではないかなというふうに思います。

例えば、企業誘致ということで、インターネットを調べてみますと、鞍手町には外に用地が2つ程出ています。その1つに丸ヶ内用地というのがあります。これについては一部が山林です。しかしそれでも単価としては1㎡当たりが5,600円で企業誘致をしようというふうに鞍手町は出ています。

もう一つDC用地、これも民間の用地ですが、これについては造成済みということで単価が坪当たり4万5千円ということで出ているのです。

それからしましても、極端に安い用地を極端に安い値段で町有地を売却するということになります。そうしますと、今度は民有地を売却するに際しても、なかなかあそこの町有地はこんなに安い値段で、なぜ民有地こんなに、不便なところであったり、条件としても整っていないにも係わらず高いのかということになるわけで、これは町として民有地を売りにくくしてしまうという危険性があると思うのですが、そのことについてはどう思いますか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

岡崎議員がおっしゃることは本当によく分かります。ただ先程も申しましたように、これはかなり地盤が悪うございます。岩盤に当たるまでが10m近く、若しくは20m、ずっと斜めに岩盤の位置が下がって行っているのです。ですからそれに対しまして20mの杭といいましたらかなりの基礎部分に打っていかなくてはいけないということで、相当なお金が掛かるとこちらでも試算をいたしております。

それを鑑みますと、それぐらいのことは妥当ではないかと、そのように計算をさせていただきました。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町長のおっしゃることも分かるのですが、周辺の地価と比べても極端に安い。先程も言いましたように、表示をしていた値段から比べれば3,200万円も安くなるのです。だからこれから先、いろいろ企業誘致をしたいということで、今上がった2件の用地以外にも、今後鞍手町が開発するか、民間が開発するかは別にして開発して行くと思いますが、これがどうしても1つの基準になって来るのです。

先程近隣と比べてというようなこともありましたから、当然今後も近隣と比べてというようなことで、これ以外の用地についてもそういった基準を適用されれば、どんどん鞍手の地価というのは安くなりますし、資産価値としても安くなっていくのではないかなという危惧します。

だから本当に売れたということは、先程の議員も言われましたように素晴らしいことでし

たし、いいことだなというふうに思いましたが、この価格自体が私は妥当性に欠けるのではないかなというふうに危惧をしていますが、再度答弁をお願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね、なかなかこれぐらいの規模の土地だと、大企業では坪数的にはまず不可能なんです。となりますとやはり中小若しくは小企業ぐらいの坪数しかございません。これに至りましては、私の考えはやはり早く来て頂いて、そこで雇用が生まれて、そしてまた3年間の減免が終わったら次は固定資産税が入ってまいります。そういったことを考えますと、早めに来て頂いて雇用促進を生んで、そして減免が終わったら次は税収が上がるという措置を取りましたら、鶏が先か卵が先かになりますけれども、私の判断としましてはこのような判断をさせて頂きました。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第101号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第101号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第102号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第102号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第102号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第103号について、まず歳出より質疑をお受けいたします。

事項別明細書の8頁をお開き下さい。

7款 商工費について質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

7頁をお開き下さい。

18款 繰入金について質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第103号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第103号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日12日から17日までの6日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日12日から17日までの6日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 15時16分